高知県指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)に対する指導及び監査実施要綱

## 第1 趣旨

この要綱は、自立支援給付に関する業務等が適正かつ円滑に行われるよう、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第10条第1項及び第11条第2項の規定に基づき、指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療に関するものに限る。以下、この要綱において同じ。)に対して行う指導並びに法第66条、第67条及び第68条の規定に基づき、指定自立支援医療機関に対して行う監査に関する基本的事項を定めることにより、自立支援医療の質の確保及び実施の適正化を図ることを目的とする。

#### 第2 目的

指導等は、指定自立支援医療機関又は指定自立支援医療機関の開設者若しくは管理者、医師、薬剤師、その他の従事者に対し、指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)療養担当規程(平成 18 年 2 月 28 日 厚生労働省告示第 65 号)等に定める自立支援医療の取扱及び費用の請求等に関する事項について、周知徹底を図るために行うものとする。

### 第3 対象機関

全ての指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)を対象とする。

# 第4 実施方法等

- 1 全ての自立支援医療機関は、指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)自己点検表(以下「自己点検表」という。)を毎年作成し、自己点検を実施するとともに、その結果を県に提出するものとする。
- 2 県は、提出された自己点検表の内容を確認し、必要に応じて実地指導を行うものとし、 実地指導実施中に、著しい運営基準違反や著しく不正な請求が認められた場合は、実地 指導を中止し、直ちに監査を行うものとする。

## 附則

この要綱は平成31年4月1日から施行する。